特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
26	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
小松市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる危険を軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	－

評価実施機関名
小松市長

公表日
令和6年9月2日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、以下の事務を実施する。 ①予防接種券の発行 住民基本台帳をもとに、予防接種対象者を抽出し、予防接種券を発行する。 また転入者については申請に基づき、住民票の異動が確認できしだい発行する。 ②予防接種に関する接種履歴の記録 予防接種を実施したときは、医療機関より提出された予診票を基にシステムへ取り込み、保存する。 ③照会対応 照会申請による予防接種履歴の照会に対応する。 ④健康被害救済事務 予防接種を受けたことで病気にかかり、障害の状態となった場合又は死亡した場合、医療費などの給付を行う。 また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の別表第１の93の2の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 ①新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第１項の指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務 ②新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第３項の規定により読み替えて適用する予防接種法第６条第１項の予防接種の実施に関する事務 ＜中間サーバーシステムにおける事務＞ ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。 ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。
③システムの名称	総合行政システム、中間サーバーシステム

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項　別表第一の93の2の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第２ （別表第2における情報提供の根拠） 第３欄（情報提供者）に「市町村長」が含まれる項目のうち、第４欄（特定個人情報）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項（115の２の項） （別表第2における情報照会の根拠） 第１欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第２欄（事務）に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項（115の２の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部いきいき健康課
②所属長の役職名	いきいき健康課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　行政管理部　総務課　法制担当

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　総合政策部　スマートシティ推進課

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年8月20日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年8月20日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年2月8日	令和3年8月23日	事後	重要な変更項目でないため
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年6月21日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年8月23日	令和4年6月21日	事後	重要な変更項目でないため
令和4年6月21日	Ⅰ関連情報7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　行政管理部　管財総務課　法制担当	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　行政管理部　総務課　法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月21日	Ⅰ関連情報8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　総合政策部　ICT改革課	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所　総合政策部　スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和4年6月21日	Ⅰ関連情報5．評価実施機関における担当部署	予防先進部いきいき健康課	健康福祉部いきいき健康課	事後	所属名変更によるもの
令和5年7月10日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年6月21日	令和5年6月19日	事後	重要な変更項目でないため
令和6年9月2日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か3．取扱者数　いつ時点の計数か	令和5年6月19日	令和6年9月2日	事後	重要な変更項目でないため